

保育士給付金給付事業 42,000千円 新規

令和5年度に実施した保育士確保緊急対策給付金を制度変更して実施します。
公立保育所以外の認可保育所に勤務する保育士等に対して、1人当たり月額1万円を給付します。

○要件(昨年度からの主な変更点)

令和7年3月31日に在籍している方で令和7年度以降も継続して就労する意思のある方

○その他の要件

- ・保育所を設置又は運営している事業所に直接雇用されている方で、保育所の経営に携わる役員ではない方
- ・保育施設で1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務している常勤(常勤的非常勤を含む)の方、または1か月に勤務すべき時間数が120時間以上である方
- ・育児休業や介護休業等を取得していた月は支給しない

○算出根拠 $1(\text{万円/月}\cdot\text{人}) \times 12(\text{月}) \times 350(\text{人}) = 42,000\text{千円}$

担当 こども未来部保育・幼稚園課 施設整備係 TEL046(252)9065